

平成 27 年度第 2 回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 8 月 27 日(木) 午後 1 時 15 分～3 時

2. 開催場所 健康センター1階 第1会議室

3. 出席者

(委員) 工藤委員(会長)、高木委員、土平委員、井村委員、山上委員、大塚委員、佐山委員、等々力委員、森下委員、阿部委員、上辻委員、島貫委員、近藤委員

(事務局) 新宅健康福祉部長、臼倉健康福祉部次長、大塚介護保険課長、小川猫実地域包括支援センター所長、町山健康増進課長、関根介護保険課課長補佐、河林高齢者支援課課長補佐、須賀介護保険課副主幹、加納保険料係長、東給付係長、奥山主任主事

4. 進 行

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 会長あいさつ

4. 議 題

(1) 介護保険施設等の整備の基本的な考え方について

(2) その他

① 介護予防ケアマネジメント業務委託の承認について

5. 会議経過

議題(1)について

委 員: 今後の老人保健施設の整備予定は。

事務局: 制度の改正により特別養護老人ホームの入所基準が要介護3以上となり、要介護1・2の方が在宅復帰するために、老健施設が果たす役割は大きくなると考えています。現在、市内では定員100名の老健施設が1つですが、今事業計画期間中において、用地を含め、検討していきたいと考えております。まだ具体的に整備計画を作るという段階ではありません。

委 員: 住宅改修補助の申請件数はどれくらいか、またどのような改修について補助が出るのか、所得制限はあるのか。

事務局: 申請件数については、年度により変動はありますが年間 100～120 件ほどです。補助の対象となる改修は、簡易なもので、手すりをつける等です。補助金額は、介護保険制度では 20 万円までですが、市独自の補助でプラス 50 万円、計 70 万円までとなっております。補助にあたり所得制限はございません。実際は、1 割負担ということで、上記金額の 9 割が支給されますが、この 8 月の制度改正で 2 割負担となった方については、8 割の支給となりますので、所得の多寡によって支給割合が異なっております。

委 員: 圏域外施設整備をする場合は、面会に行きやすい場所(市から近い場所)を選定してもらいたい。

事務局:圏域外施設整備については、今回課題として挙げたもので、具体的な検討はまだしておりません。地方へ行けば特別養護老人ホームに空きがあるので、市が財政負担してまで施設を建てなくても、という面はあります。もし圏域外施設整備をする場合でもなるべく近場が望ましいとは思いますが、具体的に検討している訳ではなく、こういった圏域外施設整備の考え方もあるということで今回お示し致しました。

委員:介護保険3施設の重度者への重点化等について、重度者の割合を70%以上にするとあるが、浦安市の現在のパーセンテージは。

事務局:具体的なパーセンテージは把握しておりませんが、例えば、浦安市特別養護老人ホーム100人の入所者で介護度の平均が3.6、また市内の地域密着型施設2つについても、平均介護度が4.0以上と聞いておりますので、いずれもおおむね基準はクリアしていると考えております。

委員:資料4ページ、特別養護老人ホームの数値について、上段の平成27年6月の利用実績と下段の平成27年度推計値が大きく違っているが、その整合性は。

事務局:上段については、特別養護老人ホームの欄の数値は地域密着型施設を含んだものとなっておりますが、下段については別々に分けて記載しています。その点で、記載の仕方が違っており申し訳ありませんが、比較がしづらくなっております。次回、上段の利用実績につきましては、特別養護老人ホームと地域密着型施設を分けた形でお示し致します。

委員:同じく、下段の平成27年度施設サービス利用者推計値について、特定施設入居者生活介護303名とあるが、この意味は。

事務局:この推計値については、有料老人ホーム利用者数について、市内に住民票があり市内の施設に入所している方と、他市の施設に入所しているが本市の被保険者となっている方の合計となっております。

委員:資料6ページ、特定施設入所者生活介護の表の「入所者の内本市の給付対象者」の意味は？

事務局:「入所者の内本市の給付対象者」とは、施設入所者のうち、浦安市の被保険者となっている方で、実際に浦安市から介護サービスに係る費用を支払っている方です。

委員:介護サービスに係る費用を支払っているとのことだが、全部でいくら支払っているか。

事務局:特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム)の給付費は、平成26年度決算見込額で、総額6億5,908万2千円となっております。

委員:資料7ページ、第6期計画における介護サービス見込量の表について、平成27年度と平成37年度の差が記載されているが、この意味は。

事務局:この表の数値は、国から配付されたワークシートに市が基礎的な数値を入力し、算出したものです。平成37年度において介護保険料や介護サービス見込量がどれくらいになるかという目

安を算出し、また制度を持続可能なものとするために、この数字を介護予防や新総合事業により少しでも低減するという意識付けをするため、国からワークシートが配付されております。

委員：一律に国の数値を使うのではなくて、将来の中期予測は浦安市が独自で作成するべきではないのか。

事務局：高齢化率・要介護認定率等の基礎的な数値は本市独自の数値を使っており、全て一律に国の数値をそのまま使っている訳ではありません。

委員：特別養護老人ホームの海側の土地を利用した施設整備について、この約 3,000 m²の土地は既に市が取得済みなのか、これから取得するのか。

事務局：市有地となっております。

委員：今後、認知症高齢者が増えてくると予想されるが、認知症高齢者は、要支援・要介護支援認定者のうち何%くらいか？

事務局：要支援・要介護認定者 3,506 人の内、認知症の所見がある者は約 1,500 人ほどおり、40%強となっております。

委員：浦安市の現在の要介護認定率が 13.1%のことだが、認定率については年代ごとで開きがあり、80 歳代ではかなり高くなる。要介護認定者全員の平均だけではなく、年代ごとでも認定率を算出できないか。

事務局：集計についてはシステムの仕様もありますので、システム会社とも相談して、次回回答致します。

委員：高洲地区の 3,000 m²の土地の活用方法だが、土地の有効活用の方法として、数種類の介護保険施設が合体したような複合的な施設を建設したらどうか。

事務局：土地が限られておりますので、医療と介護の有機的な連携ができるような土地の活用方法について、他市の事例含めて研究していきたいと思っております。

6. 問い合わせ先

健康福祉部 介護保険課 保険料係 担当 加納・奥山
電話 047-351-1111 内線 1177・1178